

## 香川県立屋島少年自然の家における海活動の中止基準

### 1 判断時期

- (1) 活動実施前 午前の部 8時30分 午後の部 13時00分
- (2) 活動実施中 随時

### 2 中止基準

カッター、いかだ、釣り活動について次のいずれかに該当する場合には、活動を実施しないものとする。

#### (1) 各活動共通

- ① 大雨警報、暴風警報、波浪警報、又は高潮警報が発表されている場合
- ② 津波警報、又は津波注意報が発表されている場合
- ③ 熱中症暑さ指数 (WBGT) 31℃以上の場合
- ④ 雷鳴がしている場合
- ⑤ その他実施が危険と認められる場合

#### (2) カッター活動

- ① 下表の値を超える風が吹き、海面状態にある場合

小学生	中学生以上
平均風速 4.5m/秒以上	平均風速 8 m/秒以上
白波がところどころ現れる	白波がかなり多く現れる

- ② 霧等で固定いけすまで見渡せない。(視程 1000m 程度)

#### (3) いかだ活動

- ① 平均風速 8 m/秒以上の風が吹いている場合
- ② 霧等で固定いけすまで見渡せない。(視程 1000m 程度)

#### (4) 釣り活動

- ① 平均風速 8 m/秒以上の風が吹いている場合

### 附則

この基準は令和5年4月1日から施行する。